

桐生市地域店舗買物促進事業補助金

集客力の向上、店舗の魅力発信、商店街の賑わい創出等を図ることを目的として、地域での買物を促進する取組みを行おうとする商店街団体等に対して、事業費の1/2を補助します。



補助率及び補助限度額

補助率：補助対象経費の1/2以内

上限額：20万円

商店街の県道を歩行者天国とする事業で大規模であると市長が認めるものについては、30万円を上限額とする。



※補助は予算の範囲内で行います。申請状況については、お問合せください。

対象者(下記①から⑨までのいずれかの団体)

- ① 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
- ② 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合のうち、主として中小事業者により組織されている団体
- ③ 商工会議所法に基づく商工会議所
- ④ 商工会法に基づく商工会
- ⑤ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人
- ⑥ 事業を行うため、①から⑤に該当する団体が共同で組織する団体
- ⑦ まちなかの活性化を目的として組織された中小事業者を構成員に含む任意団体であって、規約等により代表者の定めがあり、前年度の活動実績があるもの
- ⑧ ①から⑥までのいずれかに該当する団体の内部部門
- ⑨ その他市長が適当と認める団体

補助対象経費

地域での買物を促進するための事業に要する経費(広告費、講師謝礼、消耗品費、修繕料、事務費等)



※過去に、本補助金要綱または「商店街活性化イベント等事業費補助要綱」に基づき合計3回の補助対象となった事業は対象外となります。

また、補助金の交付決定前に着手(契約、発注等)した事業についても対象外となりますのでご注意ください。

問合せ先

桐生市産業経済部
商工振興課 商業金融担当

TEL：0277-32-4104(直通)

E-mail：shoko@city.kiryu.lg.jp

※桐生市地域店舗買物促進事業補助金交付要綱もご確認ください。

1.事業計画書を作成する。



2.関係書類を揃え、市に補助金交付申請する。

交付申請時の提出書類

- 交付申請書
- 事業計画書
- 事業予算書

※見積書など経費の内訳を添付してください。

- 事業計画書及び事業予算書の様式は任意です。
- その他、必要に応じて追加の書類提出をお願いする場合があります。



3.市から補助金の交付決定を受ける。



4.事業を実施する。
※交付決定前に着手(契約、発注等)したものは対象外になりますのでご注意ください。



5.事業完了後、関係書類を揃え、実績報告書を市に提出する。

実績報告時の提出書類

- 事業完了報告・補助金交付請求書
- 事業の実績調書
- 経費の決算書(精算書)

- その他、必要に応じて追加の書類提出をお願いする場合があります。



6.市から補助金が交付される。